

「しんきん住宅ローン」【しんきん保証基金】

(令和2年9月1日現在)

資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築、増改築資金 ・住宅建築用土地の購入資金 ・建売住宅・中古住宅の購入資金 ・借換資金 ・付帯費用（保証料、登記費用、火災保険料、繰上完済手数料等） 														
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険に加入できる個人・事業主の方 ・安定継続した収入があり、前年の年収が100万円以上の方 ・取引停止処分者・個人情報情報の事故登録者でない方 ・保証会社（（社）しんきん保証基金）の保証を受けられる方 														
勤続年数	<ul style="list-style-type: none"> ・会社員・公務員の場合 勤続年数1年以上 ・法人役員の場合 勤続年数3年以上 ・自営業者の場合 営業年数3年以上 ・年金受給者・公的年金を受給中であることを条件 														
融資金額	・50万円以上8,000万円以内かつプラン決定基準額の200%以内														
融資期間	・1年以上35年以内														
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫所定金利となります。 ・尚、団体信用生命保険料は利率に含まれております。 ・変動金利は長期プライムレートに連動して、年2回見直しを行いません。 														
所得合算	<ul style="list-style-type: none"> ・1名の方（会社員、公務員、法人役員等は年収合算者の年収の100%、契約社員、派遣社員、パート社員等は年収合算者の50%の合算が可能です。） ①満20才以上満70才未満の方 ②同居する配偶者、親、子の方 														
申込年齢	・満20才以上満70才未満の方（完済時年齢は80歳未満とします。ただし、団体信用生命保険の種類により異なります。）														
返済方法	・毎月元利金均等分割返済（融資額の2分の1を限度にボーナス併用も可。）														
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・収入合算をされる方は、連帯保証人または、連帯債務者になって頂きます。 その他、当審査において必要と認められた場合には連帯保証人に付して頂きます。 														
担保	・ご融資物件の土地・建物に当金庫を第1順位とした抵当権を設定させて頂きます。														
火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、融資額以上の保険金額で、借入期間相当の長期特約火災保険に一括加入して頂きます。（時価額以上） （尚、火災保険料も融資金額に含めて頂くこともできます。） 														
担保評価	・当金庫所定の評価方法によります。														
返済比率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅プランA</th> <th>住宅プランB</th> <th>住宅プランC</th> <th>住宅プランD</th> <th>住宅プランE</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">40%以内</td> <td>年収400万円未満</td> <td>30%以内</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">年収400万円未満 35%以内 年収400万円以上 40%以内</td> </tr> <tr> <td>年収600万円未満</td> <td>35%以内</td> </tr> <tr> <td>年収600万円以上</td> <td>40%以内</td> </tr> </tbody> </table>	住宅プランA	住宅プランB	住宅プランC	住宅プランD	住宅プランE	40%以内	年収400万円未満	30%以内		年収400万円未満 35%以内 年収400万円以上 40%以内	年収600万円未満	35%以内	年収600万円以上	40%以内
住宅プランA	住宅プランB	住宅プランC	住宅プランD	住宅プランE											
40%以内	年収400万円未満	30%以内		年収400万円未満 35%以内 年収400万円以上 40%以内											
	年収600万円未満	35%以内													
	年収600万円以上	40%以内													
保証料・手数料	・保証会社への保証料、および当金庫への手数料が別途掛かります。														

※適用プランは、プラン決定基準額と貸付金額を基に決定となります。

※借地上の建物については、貸付金額・貸付期間に制約があります。

苦情処理措置・
紛争解決措置

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください

紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉